

無線 LAN 利用ガイドライン

1 無線 LAN 利用ガイドラインの目的

研究室等で無線 LAN アクセスポイント等の装置を正しく設定せず学内 LAN に接続したことで、何度もネットワーク障害が発生した。

またモバイル WI-FI ルータ（※1）や、スマートフォンなどのテザリング機能（※2）を備えた情報端末が、大学構内で学内無線 LAN ネットワークへの電波の干渉を起こし、その周辺で学内無線 LAN の利用ができなくなるなど、通信障害の大きな要因になっている。

以上の背景から、学内無線 LAN サービスの安定的な運用のために、情報ネットワークセンター（以下センターとよぶ）に無線 LAN 利用ガイドラインを定める。

2 禁止事項

- (1) 許可なく無線 LAN アクセスポイントを設置してはならない。
- (2) 教育研究目的以外に学内の無線 LAN を利用してはならない。
- (3) ネットワーク規程に定められた順守事項に違反してはならない。

3 許可並びに利用の条件

- (1) 無線 LAN 装置を設置する場合は所定の申請を行い、センター長からの許可を得なくてはならない。
- (2) 無線 LAN 装置を設置する場合、以下の設定を行わなくてはならない。
 - a) ネットワークの設定
 - b) セキュリティの設定
 - c) 無線電波の設定（使用チャネル、出力レベル）
- (3) 無線 LAN の設置に伴うすべてのインシデントは、設置を申請する際に届け出た管理者が、全責任を負わなければならない。
- (4) 事業者が公衆無線 LAN 等を学内に設置を希望する場合も、同様に届け出なければならない。

4 利用にあたっての注意事項

- (1) 教室や図書館、S P A C e などの学習環境では、テザリング機能やモバイル WI-FI ルータの電源を OFF にすること
- (2) つながりにくい等の状況が認められた場合は、大学が設備する無線 LAN を優先し、個人のものの利用を控えること
- (3) 教室以外でも、テザリング機能やモバイル WI-FI ルータの不必要的常時接続は控えること

※1

モバイル WI-FI ルータ

ネットワークや無線 LAN のない場所で、携帯電話の電波等を利用して、パソコンやタブレットなどにインターネット接続を可能にさせる装置のこと。

※2

テザリング機能 スマートフォンなどの通信機能を内蔵したモバイルコンピュータを、外付けモデムのように用いて他の情報端末をインターネットに接続すること

附 則

このガイドラインは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。